参考資料

目 次

①「公募増資	こ関連したインサ	ナイダ一取引	」の事案・	 • • • 1
② インサイダ-	-取引に係る規	制の比較・		 5

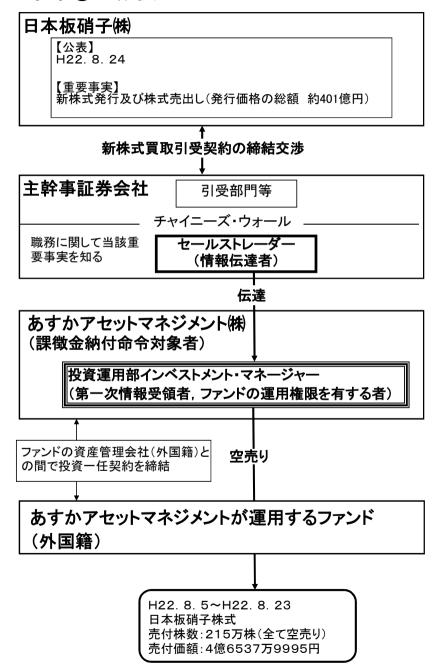
「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

	課徴金 勧告日	課徴金納 付命令日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	違反行為の 取引金額	ファンドの 得た利益	課徴金額
1	平成24年 3月21日	平成24年 6月27日	国際石油開発帝石	平成22年 7月8日	(旧)中央三井 アセット信託銀行 ((現)三井住友信託銀行)	1億124万円	1, 455万円	5 万円
2	平成24年 5月29日	平成24年 6月26日	日本板硝子	平成22年 8月24日	あすかアセットマネジメント	4億6, 537万円	6, 051万円	13万円
3	平成24年 5月29日	平成24年 6月27日	みずほ フィナンシャル グループ	平成22年 6月25日	(旧)中央三井 アセット信託銀行 ((現)三井住友信託銀行)	1億8, 418万円	2, 023万円	8 万円
4	平成24年 6月8日	_	東京電力	平成22年 9月29日	- ファースト・ニューヨーク証券 - 個人	8, 051万円 44万円		• 1, 468万円 • 6 万円
5	平成24年 6月29日	_	日本板硝子	平成22年 8月24日	シ゛ャハ゜ン・アト゛ハ゛イサ゛リー	5億4, 178万円	1, 624万円	37万円
6	平成24年 11月2日	_	ェルヒ゜ータ゛メモリ	平成23年 7月11日	シ゛ャハ゜ン・アト゛ハ゛イサ゛リー	3, 041万円	564万円	12万円

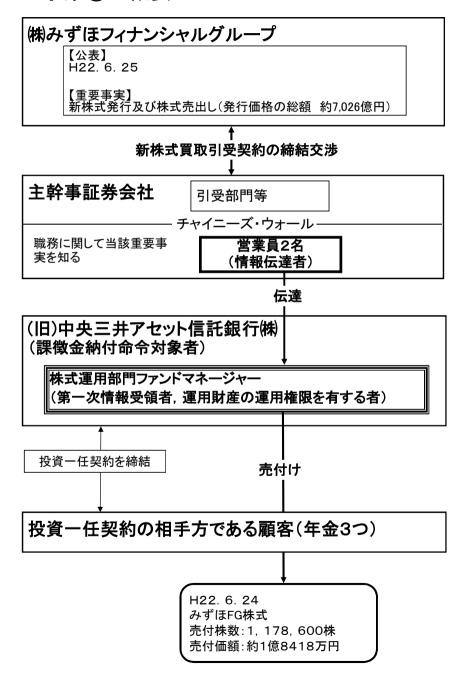
事案①の概要

国際石油開発帝石㈱ 【公表】 H22. 7. 8 【重要事実】 新株式発行及び株式売出し(発行価格の総額 約5,072億円) 新株式買取引受契約の締結交渉 主幹事証券会社 投資銀行部門 引受部門 チャイニーズ・ウォール 営業員 職務に関して当該重 要事実を知る (情報伝達者) 伝達 中央三井アセット信託銀行㈱ (課徴金納付命令対象者) 株式運用部門ファンドマネージャー (第一次情報受領者, ファンドの投資判断者) ファンドの資産管理会社(外国籍の トラスティ・サービス会社)との間で 売付け・空売り 投資一任契約を締結 本件対象取引を行ったファンド(外国籍) H22. 7. 1及びH22. 7. 7 国際石油開発帝石株式 売付株数:210株(うち空売りが120株) 売付価額:1億124万1000円

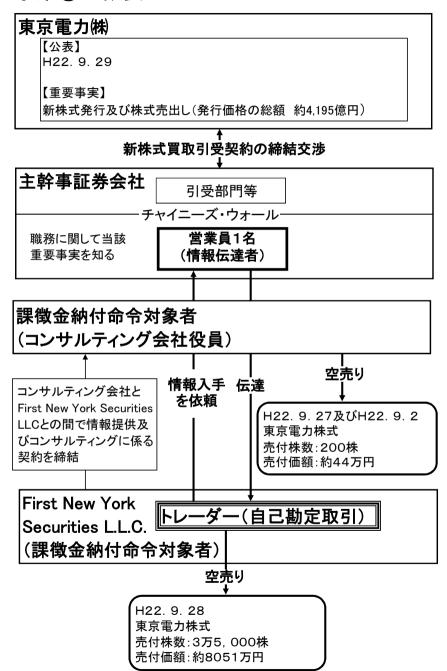
事案②の概要



事案③の概要



事案4の概要



事案⑤の概要

日本板硝子㈱ 【公表】 H22 8 24 【重要事実】 新株式発行及び株式売出し(発行価格の総額 約401億円) 新株式買取引受契約の締結交渉 主幹事証券会社 引受部門等 チャイニーズ・ウォール 職務に関して当該重 セールス 要事実を知る (情報伝達者) 伝 達 ジャパン・アドバイザリー 合同会社 (課徵金納付命令対象者) 運用担当者 (第一次情報受領者、実質的にファンドの運用権限を有する者) 空売り ジャパン・アドバイザリー合同会社が実質的に運用する ファンド(ケイマン籍) H22. 8. 20 日本板硝子株式 売付株数: 2.653,000株(全て空売り) 売付価額:5億4178万6532円

事案⑥の概要

エルピーダメモリ(株)

【公表】

H23, 7, 11

【重要事実】

新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行 (株式の発行価格の総額 約427億円)

(新株予約権付社債の発行価格の総額 275億円)

新株式買取引受契約等の締結交渉

幹事証券会社 引受部門 計量**7**. (注)当該証券会社においては、 法人関係情報の登録 当時、社内規則により増資公表 の1週間前となった銘柄を規制 コンプライアンス部門 銘柄に指定し、説明資料から削 除する取扱いを行っていた。 (法人関係情報の管理) 説明資料の審査(注) (社員甲の担当銘柄であるエルピーダメモリ㈱に関する記載を削除するよう指示) チャイニーズ・ウォール 職務に関して当該重要事実 リサーチ部門 を知る(上記削除指示により エルピーダメモリ(株)の公募 社員甲 増資等を認識) 伝 達 (エルピーダメモリ㈱に関する記載を削除した資料の交付等) ジャパン・アドバイザリー合同会社

(課徵金納付命令対象者)

運用担当者

(第一次情報受領者、実質的にファンドの運用権限を有する者)

売付け(現物)

ジャパン・アドバイザリー合同会社が実質的に運用するファンド (ケイマン籍)

H23. 7. 6

エルピーダメモリ㈱株式

売付株数:32.600株(全て現物) 売付価額:3041万4986円

インサイダー取引に係る規制の比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダー取引	0	0	0	0	0
情報伝達行為	×	(注 1) ※情報受領者が取引を行った 場合に限る	〇 (注 2)	(注 2) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り	(注3) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り
取引推奨行為	×	(注4)	0	※被推奨者が取引を行った場合に限り執行例有り	※被推奨者が取引を行った場合に限り執行例有り
課徴金等	0	0	0	0	(注5)
「他人の計算」の場合の課徴金額等	存置	取引自体の利得の 最大3倍	報酬額+制裁	1 億ユーロ or 報酬額の 10 倍以下	(課徴金等なし)
刑事罰	(5 年以下の懲役等)	(20年以下の自由刑等)	(7 年以下の自由刑等)	(2年以下の自由刑等)	(5 年以下の自由刑等)

- (注1)発行体若しくは株主に対する信認義務又は情報源等に対する信頼義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。
- (注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。
- (注3)権限なく行う場合に限る。
- (注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。
- (注5)情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置(過料)のみ。